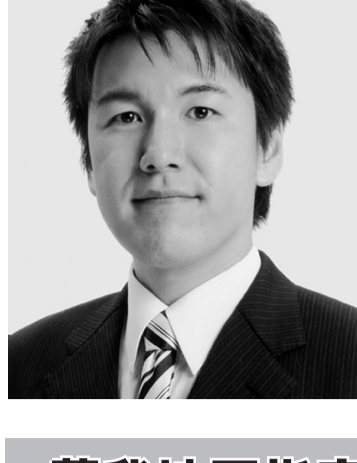


千葉市議会議員

亀井たくま ニュース

発行 亀井 琢磨 2016年春の便り号② (通算第29号)
自宅 〒260-0042 千葉市中央区椿森3-1-3-8 携帯 090-3694-4173
事務所 〒260-0042 千葉市中央区椿森5-4-5 TEL/FAX 043-255-8108
ホームページは **亀井たくま** で検索をお願いします! メール DQG06110@nifty.com



蘇我地区指定廃棄物処分場問題は指定解除を! 性的マイノリティ・障がいのある方にやさしい千葉市を!

皆様、いかがお過ごしでしょうか!いつも市政へのご理解ご協力をありがとうございます。皆様のおかげをもちまして、亀井たくまは元気に活動しております。3月議会においても一般質問に登壇(連続20回目)し、皆様からのご意見をものに質問・提言を行いました。以下、内容を抜粋してお知らせいたします。(詳しくは「千葉市議会ホームページ」で録画放送をご覧ください!)

また、今回の議会では、新年度平成28年度予算の慎重審議を行い、皆様のごくらしや生活に関係する大切な予算を決定いたしました。平成28年度も引き続き精進してまいります。よろしくお願い申し上げます!

蘇我地区指定廃棄物処分場問題について

- Q 環境省は、茨城県における指定廃棄物の自治体ごとの分散保管を容認し、指定廃棄物の「指定解除」のルール案を示したが、千葉市も「指定解除」をして、処分場建設の撤回を目指すべきではないか。
- A (環境局長) 今後も国に分散保管を求めていく。環境省によれば、「指定解除制度」の説明をする方針とのことであり、今後、説明を受け、指定解除に向けて、国と協議を進めていく。
- Q 本市の指定廃棄物の放射能濃度は現状どのくらいであると想定されるか。
- A (環境局長) 現在、5000ベクレルから6000ベクレルと推定している。
- Q 本市の指定廃棄物はすでに5000から6000ベクレルまで減衰しており、指定解除に向けて、本市自ら放射能濃度の測定を進めてはどうか。
- A (環境局長) 環境省によれば、自治体が自ら測定して、指定解除を申し出ることでもできるとしているが、今後の環境省の説明を受けて、協議してまいりたい。
- Q 早期の指定解除を目指すべきたが、指定解除されたとしても、放射能濃度は依然高い状況だ。指定解除後の廃棄物の処分は安全性に配慮を。
- A (環境局長) 現在、新港清掃工場内で安全に保管しており、仮に指定解除がされた後は、一般廃棄物として保管・処分が可能となるが、市民の安全・安心の観点から、指定解除後も直ちに埋立て処分をせず、引き続き保管をしていく。
- Q 多くの市民の不安に代えてもらいたい。市長より今後の対応・決意を。
- A (市長) 本市としては、指定廃棄物を排出し保管している自治体内で分散保管を行うことが適切と判断しており、昨年12月に環境副大臣に「詳細調査の受入れはできない」と最終回答をしており、今後も国に対して、分散保管を求めてまいりたい。



亀井はこう考える! 「指定解除」を進め、「処分場は白紙撤回」を!

昨年来の懸案であり、今回も質問に立ちました。放射能に汚染された指定廃棄物は全国に存在し、現在、国は6県で各県1か所ずつに処分場を建設しようとしています。各地の反対で難航しています。

(1)

2月、環境省は、茨城県においては指定廃棄物を保有する自治体ごとの「分散保管」を容認し、「各県に1か所最終処分場を建設する」方針を転換しました。

また、環境省は全国の指定廃棄物の現在の放射能濃度の試算を発表しましたが、放射能の自然減衰によって、指定廃棄物は10年後には、全国で2万5457トン→6223トンと4分の1に減少し、千葉県でも10市に3690トンが存在していますが、現在2500トン(68%)まで減少しており、10年後には1510トン(41%)と、着実に減少していくことが明らかとなっています。

千葉市内の指定廃棄物(7.7トン)も現状5000から6000ベクレルまで減衰しており、すでに基準(8000ベクレル)を下回っています。指定廃棄物はすでに存在せず、「指定廃棄物がある自治体から処分場を選ぶ」という前提が崩れています。千葉市として、現実的な対応として、「指定解除」を行い、「処分場選定のやり直し」を国にしっかり求めていくべきと考えます。

また、指定解除がされた場合は、「一般廃棄物」として処分が可能となりますが、放射能が減衰しているとはいえ、放射能濃度は高い状況であり、通常の埋め立て処分をすることは慎重にしなければなりません。安全性には配慮が必要です。今回の質問で、市は「指定解除後もただちに埋め立ては行わずに管理していく」と答弁し、安全に配慮していく方針が明らかとなりました。

指定廃棄物問題は全国的な課題であり、千葉市だけでなく解決という問題ではありません。問題が長期化するなかで、国が責任をもって、現実的な対応に転換していかなければならないと思います。

性的マイノリティ(LGBT)への支援について

- Q 「相談体制の充実」のため、LGBTの方の専門相談窓口設置を。
- A (市民局長) 相談体制については、現在実施している男女共同参画センターのハーモニー相談や男性相談など、窓口相談員のスキルアップが第一と考え、他の自治体で行われている専用相談窓口の運用状況や情報を収集しながら、相談業務の中でスキルアップを行ってまいります。
- Q 「理解啓発の促進」のため、こどものうちからの理解、学校における理解促進が必要と考える。管理職だけでなく、すべての教職員に理解してもらい取り組みを進めてはどうか。
- A (教育次長) 性的マイノリティを含めた人権教育について、管理職を対象に特別研修等を通じて、教職員の理解を深め、各学校では必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応に努めている。文科省通知でも性的マイノリティへの支援や配慮の対応が示されており、各学校に周知し、児童生徒や保護者に十分配慮した支援がされるよう指導している。
- Q 市内でもLGBT当事者のグループが活動を開始している。今後のLGBT施策推進のため、連携や協力を。
- A (市民局長) 今後さまざまな活動がされると思うので、必要に応じ、情報交換を行ってまいりたい。
- Q 市として、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」で「LGBTの方々への支援」を重点施策としたことを評価するが、さらなる取り組みを。
- A (市民局長) 性的マイノリティの方々を個人として尊重され、自分らしい生活ができる社会に向けて、「第4次ハーモニープラン」において、講座や研修の実施などを掲げ、理解促進に努める。当事者、市民、議会など、多くの方々や意見交換を行い、さらなる支援の取り組みを検討していきたい。

亀井はこう考える! 誰もが「自分らしく」生きられる社会を!

カラダの性やココロの性、性的指向が一致しないとされる性的マイノリティの方々には民間調査では13人に1人、人口の7.6%とも言われています。LGBTは、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダーの頭文字です。

昨今では、全国各地で理解や支援も少しずつ広がってきています。たとえば自治体では、渋谷区が「同性パートナーシップ証明書」を発行し、同性カップルを夫婦と同じような関係として認めるなどの取り組みを行っています。また、大手企業を中心に、LGBTを理解し、同性のカップルへの結婚祝い金の支給、慶弔休暇や住宅手当などの福利厚生を強化する取り組みが進められています。

市では、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」で新たに「性的マイノリティ(LGBT)の方々への支援を位置づけています。以前の議会質問を踏まえ、「相談体制の充実」と「理解啓発の促進」について、重ねて求めました。

当事者の方々は、自身に引け目を感じたり、「本当の自分」を家族にも打ち明けることができずに苦しんでいます。社会的な認知・理解は少しずつ進んでいますが、当事者の方々は日常生活・社会生活でもさまざまな障壁や課題を抱えています。当事者の方に今一步、寄り添う施策展開が求められます。

市内では、1月からLGBT当事者や支援者・理解者のグループ「レインボー千葉の会」が結成され、勉

(2)

強会などの活動を開始しています(前回ニュースで紹介)。会では、今後、行政を交えての勉強会や意見交換などを計画しており、市としても施策前進に向けて、連携・協働促進を求めました。

自治体や民間企業における取り組みが進むことで、社会的理解が広がり、さまざまな立場の人が「自分らしく生きていける」社会の実現が望めます。

障がいのある方々への支援について

- Q 4月からの障害者差別解消法の施行に向け、教育委員会および各学校ではどのように取り組むか。
- A (教育次長) 1月に管理職対象の研修会を実施し、法の趣旨や内容について周知し、各学校における校内研修を通じて、教職員への理解を深め、特別な支援を必要とする児童生徒に適切な「合理的配慮」がされるよう指導した。各学校では、本人・保護者との合意を必要とし、1人1人の教育的ニーズに対応していく。
- Q 学校における「合理的配慮」にどのように取り組むか。
- A (教育次長) 特別な支援が必要な児童生徒のため、個に応じた必要な支援を行っていく。これまで「特別支援教育指導員」や「特別支援教育助員」を配置し、サポートを行っている。28年度からは新たに医療的ケアが必要な児童のための「メディカルサポーター(看護師)」を配置する。
- Q 障がいがあってもなくても、できるだけ分けずに一緒に学びあう「インクルーシブ教育」の推進を。
- A (教育次長) 平成25年度より文科省の研究委託を受け、研究指定校にてインクルーシブ教育を研究・推進してきた。今後も障がいのある児童・ない児童の「交流」「共同学習」をはじめ、「多様な学びの場の提供」に努めてまいりたい。
- Q 市は2020年の東京オリンピック・パラリンピック成功に向け、「障がい者スポーツ」に力を入れる方針だが、その目的と意義は。
- A (総合政策局長) 障がい者スポーツの意義を市民に広め、まちを挙げてパラリンピックを開催し、来訪者を歓迎したい。取り組みを通じて、障がいのある人もない人も交流できる共生社会の実現をはかりたい。
- Q どんな障がいがあってもスポーツができる、障がいがあっても一緒にスポーツができる環境づくりを。
- A (市民局長) スポーツ施設において、障がいがあっても利用できるよう、利便性・安全性に配慮した整備を行うとともに、障がい者と健常者がともにスポーツに取り組む環境づくりに努めていく。
- Q 共生社会に向けて、障がい・障がいのある方々への理解を進める積極的な取り組みを。
- A (保健福祉局長) 共生社会の実現を目指し、福祉、保健、医療、雇用、教育等のさまざまな分野で施策を展開しているが、今後はこれまで取り組んできた相互理解の推進を図る事業を充実させ、障害者差別解消法の施行のもと、障がい当事者、家族から寄せられる相談・対応を通じて、障がいの理解の促進と障がい者差別の解消を達成するよう努めていきたい。



亀井はこう考える! 誰にもとってやさしい共生のまちに!

前回の議会では、「障がいのある方への差別解消」「合理的配慮の推進」とともに、「聴覚障がいの方々への支援」について取り上げました。今回も当事者の方々のご意見やアンケート調査をもとに具体的に提言を行いました。4月からの障害者差別解消法施行に向け、学校における「差別解消」「合理的配慮」の取り組みをはじめ、「特別支援教育」「障がい者スポーツの推進」「共生社会実現への取り組み」など幅広く質問を行いました。

学校においては、支援を必要とする子どもたちは一般の学級でも年々増加している中で、1人1人の障がいの状態や教育的ニーズへの対応が求められます。「特別支援教育指導員」「特別支援教育助員」「メディカルサポーター(看護師)」の配置はその一例です。このような取り組みを通じて、障がいがあってもなくても、できるだけ分けずに一緒に学びあう「インクルーシブ教育」が進んでいくことが望まれます。そのためにも、「特別支援学級の増設」「免許保有教職員の配置」も重要です。(→4面に特集記事)

また、「インクルーシブ(包摂)」ということは学校のみならず、地域や社会においても進められなければなりません。そのような共生社会をつくるのは政治の役割でもあります。現在、市ではパラリンピック成功に向けて、「障がい者スポーツ」促進を目指しています。今後は、障がいの種別を問わず、どんな障がいがあってもやりたいと思ったら、スポーツを気軽に楽しむことができる、そんな社会の実現が望まれます。利便性・安全性の充実というハード面のみならず、機会創出というソフト面の充実を求めました。

障がいがあってもなくても、そのことを意識せずに暮らせる社会、交流できる共生社会の実現に向けて、「ハード」面の配慮はもちろん、「ソフト」面の施策推進が求められます。

(3)

皆様の声の実現! ~あの質問・提案はどうなった?~ ⑤

- 「こどもの貧困をなくすため、貧困対策計画を!」(平成25年6月議会質問)
⇒市として「こどもの貧困対策計画」を策定へ!
深刻化するこどもの貧困のため、新年度に市として計画を策定し、取り組みを強化します。
- 「特別支援学級・通級指導教室の増設を!」(平成25年9月議会質問)
⇒「着実に増設を進めていく」(今回回答より)
障がいがある子どもたちが住み慣れた地域の学校で安心して学べる環境が大切です。市内小中学校で特別支援学級・通級指導教室の増設が進んでいます。
特別支援学級・通級指導教室の設置校数
・平成26年度
小学校78校 中学校33校 設置率65.7%
・平成27年度
小学校83校 中学校33校 設置率69.5%
・平成28年度(予定)
小学校91校 中学校36校 設置率76.0%
- 「障害者差別解消に向け、障がい当事者の意見反映を!」(平成27年12月議会質問)
⇒「当事者意見をすべて反映させ、職員に周知を行う」(今回回答より)
市職員が守るべき「(接遇等の)対応要領」に障がい者団体からの意見を60件(新規20件)盛り込み、差別解消を目指していきます。
- 「障がいのある子たちのために、専門性を有した教員の配置を!」(平成25年9月議会質問)
⇒「今後も保有率向上に取り組み、増やしていく」(今回回答より)
障がいがあっても、より良い学びの提供のためには、専門の教員配置、教員の専門性向上が重要です。さらなる増加策の取り組みが求められます。
特別支援学校・学級における特別支援学校教諭免許保有教職員の割合
・平成25年度
市内特別支援学校 83.8%、小中特別支援学級 50%
・平成27年5月現在
市内特別支援学校 84.3%、小中特別支援学級 52.7%

市政へのご意見は

TEL/FAX 043-255-8108
携帯電話 090-3694-4173

(事務員もおらず、1人で活動しておりますので、留守が多いです。携帯電話か留守番電話にメッセージをお願いします!お手紙も大歓迎です!)

ホームページ <http://www.kamei-takuma.com>
メール DQG06110@nifty.com



フェイスブック、ツイッター、ブログもやっています! **亀井たくま** で検索を!

亀井たくまのプロフィール

1980年生まれ。椿森出身・在住。36歳。作草部幼稚園、都賀小、椿森中、市立千葉高、早稲田大学政経学部、同大学院公共経営研究科修了。行政書士。社会福祉士。椿森3丁目役員。

千葉市スポーツ推進委員、院内小スポーツ振興委員会、椿森中青少年育成委員会委員、青少年相談員。ホームヘルパー2級。防災士。保健消防委員会副委員長。保健所運営協議会委員。

2007年の市議選は21票差で落選。2011年、初当選。2015年再選。日々修行中です!

趣味は明治~昭和の懐メロです。(介護施設、老人会、自治会等で懐メロの演奏・茶話会のボランティアができます! 詳しくはお電話ください!)好きな歌手は灰田勝彦、東海林太郎です。

市民の皆様と一緒にクリーン・あたたかな市政をめざします!

ワンコインカンパ(1口500円・複数口大歓迎!)にご協力ください。
郵便振替口座 00190-7-456984 亀井たくまと亀の歩みの会

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました!

(4)